



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月31日（金） 第10203号

目次

ページ

規 則

- 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（デジタルトランスフォーメーション課） 2

告 示

- 公金事務の委託（デジタルトランスフォーメーション課） 3

選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正 3
- 政治団体の名称等 3
- 政治団体の異動事項 4
- 政治団体の解散届出 5
- 資金管理団体の異動事項 6
- 資金管理団体の指定の取消し等 6
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 7

人事委員会規則

- 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則 9

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（産業技術センター） 10

落 札

- 落札者等の決定（がんセンター） 12

正 誤

- 令和3年6月18日群馬県選挙管理委員会告示第30号 12

■ 規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十五号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年5月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 群馬県前橋市古市町1-50-21 株式会社上毛新聞社
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 群馬県庁舎31階マルシェ&キッチン^{（注）}の設置及び管理に関する条例（令和5年群馬県条例第4号）第10条に規定する使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和6年4月1日
- 5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第22号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

なお、個人演説会等を開催することができる施設の指定の告示（令和6年群馬県選挙管理委員会告示第4号）は、廃止する。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

表高崎市選挙管理委員会の項中

高崎市労使会館	高崎市東町80-1
高崎市南部交流館	高崎市若松町321-2

を

高崎市南部交流館	高崎市若松町321-2
----------	-------------

に改め、同表伊勢崎市選

挙管理委員会の項に次のように加える。

伊勢崎市地域交流センター赤石楽舎	伊勢崎市曲輪町28-24
------------------	--------------

表沼田市選挙管理委員会の項中「沼田市白沢地区コミュニティセンター」を「沼田市白沢地区コミュニティセンター別館」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	
	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
日本維新の会衆議院群馬県第5選挙区支部	中島由美子	中島由美子	北群馬郡榛東村山子田1488	
	衆議院議員	○		令和6年4月4日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	
	届出年月日			
重野能之後援会	重野能之	重野由美子	吾妻郡東吾妻町岡崎315-1	
	令和6年4月9日			

◎群馬県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第4支部	代表者の氏名	木野本雅也	熊井戸園子	令和6年4月26日
自由民主党群馬県太田市第八支部	会計責任者の氏名	大門壮太郎	大川志門	令和6年4月1日
自由民主党群馬県高崎市第十一支部	会計責任者の氏名	柚木万里奈	土屋庄司	令和6年3月1日
自由民主党群馬県トラック支部	主たる事務所の所在地	前橋市野中町322-1	前橋市野中町595	令和6年3月22日
	会計責任者の氏名	神戸勇	高橋千明	令和5年6月7日
自由民主党群馬県ハイヤ	主たる事務所	前橋市野中町322-1	前橋市野中町588	令和6年

一協会支部	の所在地	1		4月1日
自由民主党群馬県バス協会支部	主たる事務所の所在地	前橋市野中町322-1	前橋市野中町588	令和6年4月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
愛国絆同盟	会計責任者の氏名	酒井匡範	板垣広忠	令和6年4月1日
岳遊会	会計責任者の氏名	宮崎裕紀子	河島宏光	令和6年3月29日
栗原孝夫後援会	会計責任者の氏名	栗原和子	森尻通夫	令和5年10月1日
群馬県警備業連盟	代表者の氏名	浦友治	樋田浩二	令和6年4月1日
群馬の未来をつむぐ会	代表者の氏名	丹羽宝宏	早田明雄	令和6年3月2日
	会計責任者の氏名	丹羽宝宏	横田卓也	令和6年3月2日
群馬分権自治フォーラム	会計責任者の氏名	後藤典政	青木雄次	令和6年4月19日
地域再生研究会	政治団体の名称	地域再生研究会	群馬うまれ群馬そだち	令和6年3月29日
	代表者の氏名	大久保秀子	羽鳥由紀	令和6年3月29日
中島由美子後援会	会計責任者の氏名	中島由美子	中島修	令和6年3月29日
ほづみ昌信後援会	会計責任者の氏名	大門壮太郎	大川志門	令和6年4月1日
水野よしのり後援会	代表者の氏名	樹下啓示	南波将彦	令和5年1月21日
南ちゃんを共に育てる会	代表者の氏名	猿渡千晴	南千晴	平成29年5月31日
宮田芳典後援会	会計責任者の氏名	須永弘通	宝示戸勝男	令和5年10月28日
村山としあき後援会	会計責任者の氏名	坂本一子	長野敏明	令和6年4月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称

等は、次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新井祥子後援会	中澤康治	令和6年4月17日
新井ひろよ後援会	新井宏予	令和6年2月29日
奥原賢一後援会	奥原賢一	令和5年4月30日
斉藤光男後援会	斉藤光男	令和5年12月31日
重野能之助後援会	重野能之	令和6年4月9日
関根慎市後援会	関根慎市	令和6年3月31日
武井俊一後援会	小林政雄	令和6年3月29日
沼田はもっと良くなる	塩浦磨	令和6年3月9日

◎群馬県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
猿渡千晴	南ちゃんを共に育てる会	代表者の氏名	猿渡千晴	南千晴	平成29年5月31日
		公職の種類	榛東村長	榛東村議会議員	令和5年3月14日

◎群馬県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

奥原賢一	奥原賢一後援会	令和5年4月30日
斉藤光男	斉藤光男後援会	令和5年4月25日
関根慎市	関根慎市後援会	令和6年3月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年5月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,828
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 298,924
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,096
甘楽郡	6,008
吾妻郡	14,611
利根郡	8,889
佐波郡	9,917
邑楽郡	26,618
前橋市	91,841
高崎市	102,610
桐生市	29,811
伊勢崎市	55,854
太田市	58,858
沼田市	12,729
館林市	20,442
渋川市	21,046
藤岡市・多野郡	18,599

富岡市	13,007
安中市	15,812
みどり市	13,720

■ 人事委員会規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十四号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則(平成二年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「八百四十円」の下に「(同項第三号の作業のうち人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円)」を加え、同条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 第一項第三号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第二号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

第十六条第四項中「第二項各号」の下に「及び前項各号」を加える。

第十六条の二第二号中「場合」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同条第三号中「八百四十円」を「千八十円(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年5月31日

群馬県立群馬産業技術センター所長 加部重好

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 タンデム四重極型・飛行時間型質量分析計 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和7年1月31日（金）
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年6月12日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同月26日（水）正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月10日（水）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第2

研修室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日（金）午後5時まで上記(1)の場所に群馬県立群馬産業技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「タンデム四重極型・飛行時間型質量分析計入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和6年6月26日（水）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等（以下「製作仕様書等」という。）の図書を作成し、これを令和6年6月26日（水）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KABE Shigeyoshi, Director of Gunma Industrial Technology Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Tandem quadrupole time-of-flight mass spectrometer 1 set

(3) Fulfillment period: By January 31, 2025

(4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan)

(5) Bidding deadline: Wednesday, July 10, 2024 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by July 5, 2024, 5:00 p.m.)

(6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月31日

群馬県立がんセンター院長 柳田 康弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 放射線治療システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本電子応用株式会社 東京都江戸川区東小松川4-36-5
- 5 随意契約に係る契約金額 279,700,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

■ 正誤

○選挙管理委員会告示正誤

令和3年6月18日群馬県選挙管理委員会告示第30号（個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9910号	7	19	保渡田交流館	高崎市保渡田交流館
	7	20	金古交流館	高崎市金古交流館
	7	21	三ツ寺交流館	高崎市三ツ寺交流館

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111